博物館資料論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

- 1. 博物館における資料の収集、保管は継続することが必要である。しかし、収蔵庫のスペースには制約があるため、無制限に収蔵庫を拡張することは現実的とはいえない。このようなジレンマを解決するための対策や留意点をあげ、その理由を400字以内で述べなさい。(25点)
- 2. 博物館において天災、人災等による資料保護のために講じる手段について400字以内で述べなさい。(25点)
- 3. 下記の①~⑦から<u>5つ</u>の用語を選び、解答用紙に解答する用語の番号を記載の上、それぞれの意味や定義を簡潔に説明しなさい。(6つ以上選んで解答した場合はすべて0点とする。)(各5点)
- 桐箱
- ② 減圧含浸
- ③ 拓本
- ④ デジタルアーカイブ
- ⑤ 調湿材
- ⑥ 美術品補償制度
- ⑦ 金属器の取り扱い

4. 次の文章の①~⑤の() に該当する用語を、下の のア~ウの中からそれぞれ選択し、解答欄にその記号を記しなさい。(各 5 点)

(文化庁長官による公開)

第48条 文化庁長官は、重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、(①) 以内の期間を限って、国立博物館(独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館をいう。 以下この条において同じ。) その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため 重要文化財を出品することを勧告することができる。

(所有者等による公開)

- 第51条 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、(②))以内の期間を限って、重要文化財の公開を勧告することができる。
- 2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は(③)につき、その費用の全部若しくは一部を 負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、(②)以内の 期間を限って、その公開を命ずることができる。

(所有者等以外の者による公開)

第53条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、(④) の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設(以下この項において(⑤) という。) において展覧会その他の催しを主催する場合又は(⑤) の設置者が当該(⑤) においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 令和4年改正より

- ① ア 1年 イ 2年 ウ 3年
- ② ア 1箇月 イ 2箇月 ウ 3箇月
- ③ ア 買取り イ 借用 ウ 保存
- ④ ア 都道府県教育長 イ 市区町村教育長 ウ 文化庁長官
- ⑤ ア 文化財公開施設 イ 公開認定施設 ウ 公開承認施設